

住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述等の取扱基準

(平成29年1月26日富山県監査委員決定)

この基準は、富山県住民監査請求取扱規程（平成29年1月26日富山県監査委員決定。以下「取扱規程」という。）第14条の規定に基づき、取扱規程第9条に規定する証拠の提出及び陳述等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第1 陳述

1 陳述の機会

監査委員は、請求を受理すると決定したときは、取扱規程第9条第1項から第3項までの規定に基づき、次の各号に掲げる陳述の機会を設けるものとする。

- (1) 請求人による陳述
- (2) 当該請求に係る執行機関等による意見等の陳述

2 陳述人

陳述を行う者（以下「陳述人」という。）は、次の各号に定めるところによる。ただし、監査委員は、請求人が多数の場合であって、陳述の円滑な運営に必要と認めるときは、その代表者に陳述を行わせることができるものとする。

- (1) 請求人の陳述にあつては、本人又はその代理人とする。ただし、代理人が陳述を行おうとする場合は、その権限を証する書類を監査委員に提出しなければならない。
- (2) 執行機関等の陳述にあつては、監査委員が認める者とする。

3 実施方法等

陳述を実施する方法等は、次の各号のとおりとする。ただし、陳述人は、出席による陳述に代えて、書面（以下「陳述書」という。）により陳述することができる。

- (1) 陳述を行う日（以下「陳述日」という。）、時刻及び会場は、監査委員が指定する。
- (2) 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行わなければならない。
- (3) 陳述人は、本人確認のため氏名を告げてから陳述を行わなければならない。
- (4) 陳述の時間は、概ね30分以内とし、陳述人が複数の場合は、合計で概ね1時間を超えないものとする。
- (5) 監査委員は、予定した時間を超えても陳述が終了しない場合には、陳述の終了を促し、なお終了しないときは、陳述の聴取を打ち切ることができるものとする。
- (6) 書面により陳述を行おうとするときは、陳述書は陳述日までに監査委員に提出しなければならない。

4 遵守事項等

陳述人が遵守しなければならない事項等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 陳述人は、静粛を旨とし、談笑、野次、その他会場内の秩序を乱す行為をしてはならない。
- (2) 陳述人は、陳述等の録音又は会場内での写真等の撮影をしてはならない。ただし、監査委員が認めた場合はこの限りでない。
- (3) 監査委員は、陳述人が必要な指示に従わず、円滑な陳述の聴取が困難であると認めるときは、当該陳述人を退場させ、又は陳述を中止させることができるものとする。
- (4) 陳述人が陳述日に出席しなかった場合は、陳述の機会を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない理由があつた場合は、この限りでない。

第2 証拠の提出

請求人は、新たな証拠の提出を行うことができるものとする。この場合、その提出

は、陳述日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

第3 陳述の立会い

1 立会人

監査委員は、取扱規程第9条第4項の規定に基づき、請求人の行う陳述には執行機関等を、執行機関等の行う陳述には請求人を立ち合わせることができるものとする。ただし、請求人は、自己の陳述に執行機関等の立会いを望まない旨を申し出ることができる。

2 立会いの制限

監査委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、立会いを認めないことができるものとする。なお、この場合は、速やかにその旨を請求人又は執行機関等に対し通知する。

- (1) 請求人が前項の規定により、執行機関等の立会いを望まない旨を申し出た場合
- (2) 請求の内容が第三者の個人情報に関するものである場合
- (3) 関係機関における円滑な事務処理の推進等の観点から立会いを認めることが不相当と認められる場合
- (4) 陳述の円滑な運営の支障になると認められる場合

3 立会い人数の制限

監査委員は、請求人が多数の場合であって、請求人全員が立ち会うことができないと認めるときは、立会いの人数を制限することができるものとする。

第4 陳述の公開

1 傍聴の取扱い

監査委員は、取扱規程第9条第5項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴を認めないことができる。

- (1) 請求人が傍聴されることを望まない場合
- (2) 第3の2(2)から(4)までの規定に該当すると監査委員が認める場合

2 傍聴の手続き

傍聴をする者（以下「傍聴人」という。）は、陳述の当日、先着順により受け付けるものとする。

3 傍聴人数の制限

傍聴人の数は、10人以内とする。ただし、監査委員は、会場の収容人数等を勘案のうえ、陳述人及び立会人の入場を優先し、傍聴人の人数を制限することができるものとする。

4 撮影の取扱い

第1の4(2)（第5の2において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、監査委員は、陳述が開始される前の指定された時間内に限り、会場内での写真等の撮影を認めることができるものとする。ただし、陳述人又は立会人が撮影されることを望まない明確な意思表示をした場合等は、監査委員は撮影を制限することができる。

第5 補則

1 入室の制限

次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入室することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

- (3) プラカード、のぼり、旗、笛、その他陳述会場に持ち込むことが不相当と認められる物品を携帯している者
- (4) はちまき、たすき、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者
- (5) その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれがあると認められる者

2 準用規定

第1の4(1)から(3)までの規定は、立会人及び傍聴人にこれを準用する。

3 補則

この基準に定めのない事項は、監査委員の合議により決定する。

附 則

この基準は、平成29年1月26日から施行する。